

10-1. 計画の公表・周知及び評価・見直し

1. 公表・周知

本計画は、本市ホームページで公表し、各区情報公開コーナーに配置し、広く市民が閲覧できるようにする。

2-1. 評価

データヘルス計画の実施事業における目的及び目標の達成状況について、毎年度評価を行い、第2期データヘルス計画の中間年である2020年度に、第3期特定健康診査等実施計画と併せ、事業の実施状況等を含めた中間評価を行い、第2期データヘルス計画最終年に総合的な評価を行う。

2-2. 見直し

本計画をより実効性の高いものとするためには、計画内容を実態に即したより効果的なものにするために、見直す必要がある。実施体制、周知方法、委託業者の選定方法、保健指導方法や生活習慣の改善状況など短期間で評価ができる事項について、庁内各所管と連携した検討体制で評価し、必要に応じて計画の見直しを進めていく。

なお、国民健康保険運営の健全化の観点から、さいたま市国民健康保険運営協議会に必要に応じて進捗状況を報告し、修正を行う。

10-3. 事業運営上の留意事項

データヘルス計画の事業推進にあたっては、各種健（検）診や保健センター事業との連携に留意しながら実施する。

事業運営上の留意事項

① 各種健（検）診等の連携

特定健診の実施にあたっては、健康増進法及び介護保険法に基づき実施する健（検）診等についても可能な限り連携して実施するものとする。

② 区役所保健センター事業との連携

特定保健指導積極的支援は、各区役所保健センターで実施しており、個別の電話、文書、面接の他、ポピュレーションアプローチも含めた教室を実施している。各区民まつり等でも特定健診の啓発を実施している。

③ 健康マイレージ事業との連携

今後も健康マイレージと連携によるインセンティブの実施を進めていく。

10-2. 個人情報の取扱い

データヘルス計画に際して用いる特定健診及び特定保健指導に関わる個人情報は、各種法律・ガイドラインに基づき適切に管理する。

個人情報の取扱い

■ 個人情報の取扱いに関する関連法規

- 「個人情報の保護に関する法律」
- 「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- 「さいたま市個人情報保護条例」
- 「情報セキュリティポリシー」

■ 外部に委託する場合の管理方法

- ① 保健事業に関わる業務を外部に委託する際も、同様に扱われるよう委託契約書に定めるものとする。
- ② 保健事業に関わる業務を外部に委託する場合は、外部委託先の業務実施場所に赴く等、情報セキュリティ管理状況を確認するものとする。

10-4. その他の留意事項

データヘルス計画の事業推進にあたっては、国民健康保険特定健康診査等実施計画推進検討会や実務者検討会において、国保部門、保健部門、高齢部門等関係所管と共通認識を持って課題解決に取り組む。

また、地域包括ケアの推進については、高齢部門が実施している地域包括ケア推進プロジェクトチーム検討会議にメンバーとして参加し、さまざまな所管と連携していく。

《計画改定の体制図及びプロセス》

